

環境活動レポート

レポート対象期間：平成28年2月21日～平成29年2月20日



三光電機株式会社

平成29年3月1日発行

承認者	担当者
大石	山下

目次

1	ご挨拶	P 1
2	組織の概要(1)	P 2
3	組織の概要(2)	P 3
4	組織の概要(3)	P 4
5	実施体制	P 5
6	環境方針	P 6
7	環境目標	P 7
8	環境活動計画(1)	P 8
9	環境活動計画(2)	P 9
10	環境目標の実績(1)	P 10
11	環境目標の実績(2)	P 11
12	環境目標の実績(3)	P 12
13	環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容(1)	P 13
14	環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容(2)	P 14
15	環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容(3)	P 15
16	環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	P 16
17	環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	P 17
18	環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	P 18
19	代表者による全体評価と見直しの結果	P 19

ご挨拶

企業業績は、為替効果もあり大手を中心に大幅な増益が見込まれています。国内においては、国の財政や税制の後押しにより、照明設備のLED化など省エネ設備への投資は順調に推移しました。また、地元大手企業の海外設備投資も堅調で、引き続き海外案件の増加が期待されます。

このような中で、当社はエコアクション21環境行動計画において、引き続き節電や環境配慮商品の販売等に全社で取り組みました。その結果、購入電力は昨年に続き削減することができました。環境配慮商品4項目については、LED照明以外の3項目については目標達成とはなりませんでしたが、企業の省エネ設備への投資継続も期待されるため、今後もLED照明インバーター工事、PAC型エアコンの設置等の販売増加を目指していきます。

今後におきましても、CO₂の排出削減のための当社計画の達成はもとより、省エネや創エネの導入提案を通じて環境にやさしい社会づくりの一助となるべく更なる努力をしてまいります。

三光電機株式会社

代表取締役

大石雄示



組織の概要(1)

- | | | |
|----|---|--|
| 1 | 会社名 | 三光電機株式会社 |
| 2 | 代表者 | 代表取締役 大石雄示 |
| 3 | 所在地 | 本社 浜松市東区植松町255-1 |
| | | HP http://www.tacs-sanko.com |
| | 掛川営業所 | 掛川市杉谷1-9-2 |
| | | TEL 0537-24-5121 |
| | | FAX 0537-24-6765 |
| 4 | 資本金 | 44,000千円 |
| 5 | 設立年月 | 1975年(昭和50年)7月 |
| 6 | レポート対象期間 | 平成28年2月21日～平成29年2月20日 |
| 7 | 建設業許可番号 | 静岡県知事許可 第29311号 |
| 8 | 建設業の種類 | 電気工事業・管工事業・電気通信工事業 |
| 9 | エコアクション21認証 | 登録日 2005年4月27日
登録番号 0000297 |
| 10 | 対象範囲(認証・登録範囲) | 全組織・全活動 |
| 11 | 環境保全関係の責任者および担当者連絡先(TEL 053-460-8500およびEMAIL) | |
| | 責任者 取締役 | 山下 治 (o-yamashita@tacs-sanko.com) |
| | 副責任者 総務部長 | 藤野隆久 (t-fujino@tacs-sanko.com) |

組織の概要(2)

12 事業活動

項目	単位	第39期実績	第40期実績	第41期実績	第42期実績	第43期計画
売上	(百万円)	2,445	2,889	2,922	2,561	3,202
社員数	(人)	53 <small>(内パート2名)</small>	57 <small>(内パート3名)</small>	59 <small>(内パート3名)</small>	58 <small>(内パート2名)</small>	62 <small>(内パート2名)</small>
売上/社員	(千円)	46,113	50,684	49,525	44,155	51,645
車両台数	(台)	36	36	37	37	38
床面積本社	(㎡)	1569,6	1569,6	1569,6	1569,6	1569,6
床面積掛川	(㎡)	500	500	500	500	500

13 事業内容

工場、店舗から住宅まで多くの場面で多くの人へ、各部署の社員がご相談にのり、ご提案させていただいております。皆様方のお役立ちができるようにソリューションビジネスを心がけております。メーカーや、部署同士が連携を図りながら、全力でご対応させていただきます。

① 太陽光発電



ご家庭用だけでなく、工場・企業様事業用の大規模なソーラーを提案させていただいております。ソーラー街路灯、リチウム充電池など今後ますます進化していく分野を敏感にキャッチしてよりよいご提案をさせていただきます。

② 省エネ



注目の省エネに対するご提案を様々なアプローチから行っています。電力を省エネして効率のよい作業・コストを実現します。

③ 電設資材の販売



電気工事業のお客様を中心に電設資材を販売しております。ビジネス戦略だけでなく、人とのつながりを大切に信頼関係を築き、ご要望に添ったベストなお役立ちを心がけております。

組織の概要(3)

④ 制御機器の販売



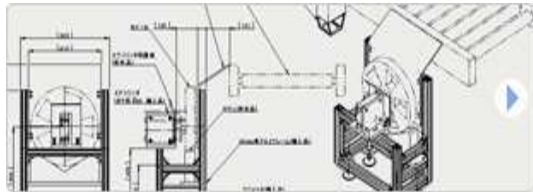
豊富な仕入先メーカーにより、お客様のニーズに合わせて様々な機器をご提案しています。省エネや品質向上、生産性アップを目指して高効率な工場運営をお手伝いさせていただきます。

⑤ FAシステム設計・施工



装置の設計、製作から工事まで全てスピーディーに対応致します。現場の最前線で常に問題意識を持ち、最善・最適の装置をお客様と共に考え、ご提案させていただきます。アフターフォローまで責任を持って行います。

⑥ メカトロ設計・施工



生産ラインの合理化を目指した専用機、汎用機、検査装置、レーザーマーカ・治具などをご提案しております。製品の品質向上を実現するため装置の設計、施工管理を行っています。

⑦ パソコンソフト開発



お客様からのご相談や弊社からのご提案により最善のソリューションを提供しております。コストがかかりがちなソフトウェア開発ですが、低減できる装置も独自に開発しております。日々進化する情報技術を常に意識し、研鑽努力しております。

⑧ 電気・管空調工事



工場を中心とした、電気工事、管・空調設備工事の設計施工を行っております。一般空調から産業用空調まで幅広く対応させていただきます。FA・ソフト事業の制御技術を活かし、温度・湿度管理システムにも注力しています。

⑨ 住宅設備

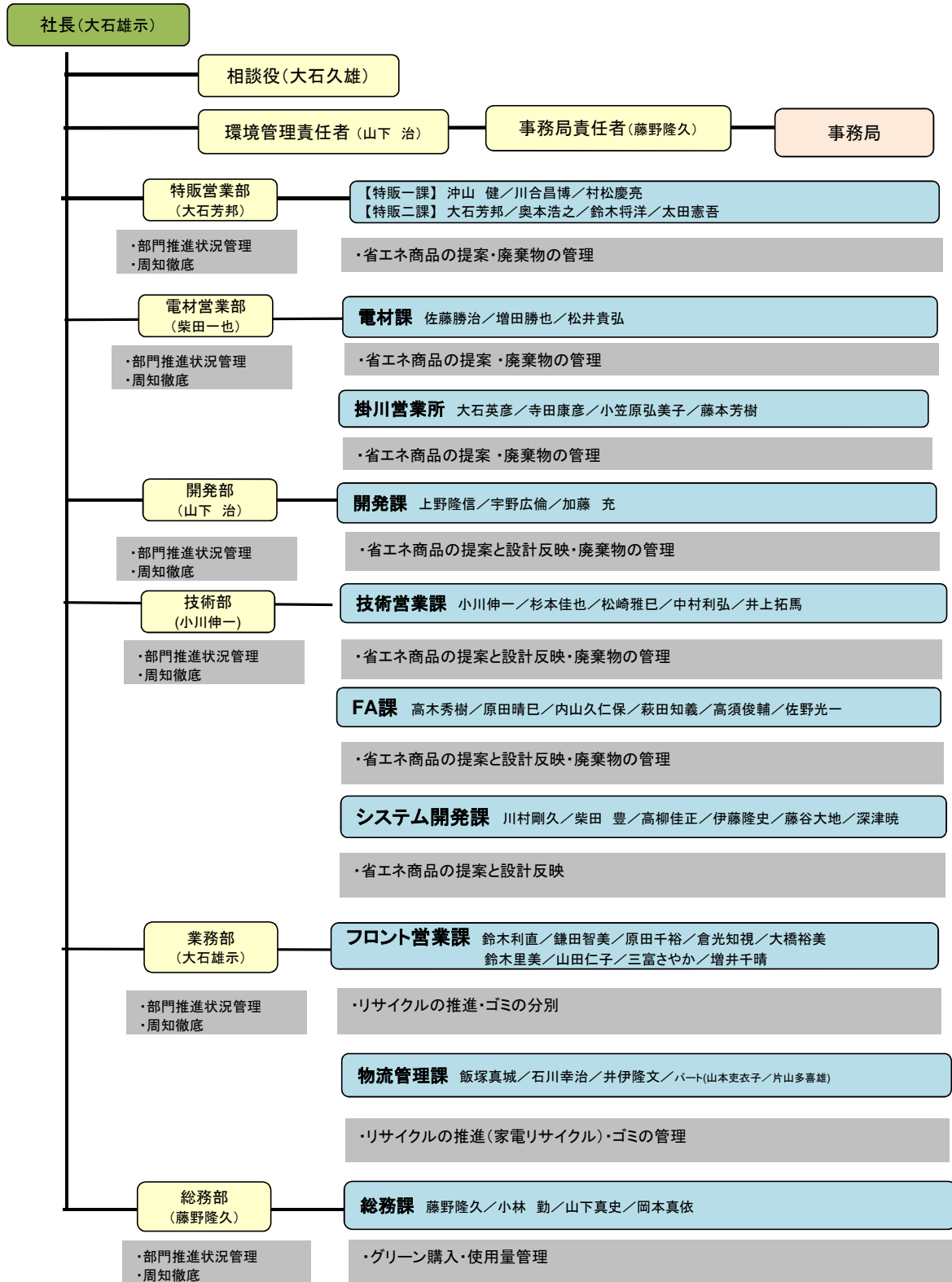


住宅に関する様々なご相談を経験豊富な担当社員が承っております。数多くの取引メーカーの中から、お客様のこだわり・ご要望を大切にしてお手伝いさせていただきます。

実施体制

第42期 組織表

平成29年2月20日現在



環境方針

◆経営理念

経営理念

我社は常に質的向上を目指し
至誠と奉仕の精神に基づき
顧客に最大の利益と満足を与え
会社に高い利潤と繁栄をもたらし
社員に最大の幸福を与えることに
企業の存在価値を見出し
この三位一体の合致点を追求することを以って
経営理念とする

TECHNICAL AGENCY CHALLENGE SANKO

商流力のある総合エンジニアリングカンパニーを志向し
創造的な会社を目指します

◆環境方針

我社は経営理念「我社は常に質的向上を目指し、至誠と奉仕の精神に基づき、顧客に最大の利益と満足を与え、会社に高い利潤と繁栄をもたらし、社員に最大の幸福を与える事に企業の存在価値を見出し、この三位一体の合致点を追求する事を持って経営理念とする」に基づき、TACS(商流力の強い総合エンジニアリング会社)思想の具現化を目指す企業として、地球環境問題への取組が、当社が果すべき重要問題であることを認識し、自らが責任を持ち、全社一丸となって、環境への負荷軽減に努めます。事業活動を遂行するにあたり、地域及び環境への関連を考慮し、以下の環境方針を定め、その実現に取り組みます。

①法律および規則等の遵守

環境関連の法令、規則、条例およびその他の要求事項を順守し、環境保護に努めます。

②取扱商品販売とシステム設計・施工を通じた地球環境保全

省エネ型照明器具・INVシステム等省エネ商品の積極的販売活動とポカヨケシステム・FAシステム・電気&空調工事等地球環境負荷の少ない設計・施工を心掛け、CO₂排出量の削減に努めます。

③資源、エネルギーの効率的利用やグリーン購入に努めます

事業所における資源・エネルギーの消費や廃棄物の排出状況等をチェックし環境への負荷を認識し、省資源・省エネルギー・リサイクル・節水、そしてグリーン購入に努め、継続的環境改善に取り組めます。

④環境啓発活動と地域・社会貢献活動の推進

環境レポートを公表するとともに、販売や施工上の環境負荷に関する情報を開示し、社内外に環境保護に関する情報の提供を行います。毎週一回交代で、会社周辺のゴミ拾い等美化活動を行い、地域の社会貢献活動の推進に努めます。

平成15年12月22日制定

平成18年3月30日改定

平成23年4月1日改定

三光電機株式会社

代表取締役 大石雄示

環境目標

1 短期的目標

(1) 二酸化炭素排出量

項目	単位	42期目標
二酸化炭素排出量(購入電力) 売上高当	kg-CO ₂ /百万円	前年実績/売上目標 13.81
二酸化炭素排出量(自動車) 売上高当/車両台数	kg-CO ₂ /百万円	前年実績/売上目標 43.67
二酸化炭素排出量合計 売上高当	kg-CO ₂ /百万円	57.48

(2) 一般廃棄物・廃プラスチックと紙の使用量

項目	単位	42期目標(平成28年度)
一般廃棄物(可燃ごみ) 売上高当	kg/百万円	前年実績/売上 0.16
一般廃棄物(不燃ごみ) 売上高当	kg/百万円	前年実績/売上 0.13
紙使用量(コピー、伝票他) 売上高当	kg/百万円	前年実績/売上 0.28

(3) 水使用量

項目	単位	42期目標(平成28年度)
上水道	m ³ /人	6.73

2 長期的目標

(1) 環境活動目標

項目	CO ₂ (購入電力)	CO ₂ (自動車)	一般廃棄物(可燃)	一般廃棄物(不燃)	紙使用量	水道使用量
単位	kg-CO ₂ /百万円	kg-CO ₂ /百万円	kg/百万円	kg/百万円	kg/百万円	m ³ /人
42期実績 (平成28年度)	17.14	52.08	0.18	0.15	0.34	5.47
43期目標 (平成29年度)	14.09	44.53	0.17	0.13	0.28	5.44
44期目標 (平成30年度)	13.95	44.09	0.16	0.13	0.28	5.41
45期目標 (平成31年度)	13.81	43.65	0.15	0.13	0.28	5.38

(2) 環境に配慮した販売活動の目標

項目	単位	42期実績 平成28年度	43期目標 平成29年度	44期目標 平成30年度	45期目標 平成31年度
PAC型エアコン	kg-CO ₂	113,160	340,000	343,000	345,000
インバータ	kg-CO ₂	178,216	129,000	130,000	131,000
太陽光発電システム	kg-CO ₂	—	—	—	—
LED照明	kg-CO ₂	796,579	713,000	720,000	725,000
エコパワーメーター	千円	4,166	12,800	13,800	14,000

* 太陽光発電パネルは、産業用用途が一巡しており、減少していきますので、41期までの目標とします。

* LED照明は、ベースライト・防犯灯・高天井を対象とします。

環境活動計画(1)

(1) 数値目標を達成するための取組

- ① 二酸化炭素排出量
 - a. 安全とエコ運転に心掛けるために、エコドライブ10ヶ条を携帯させる。
 - b. 車両別、担当別の走行実績を把握し、個別燃費の改善を図る。
 - c. 始業点検・定期点検を実施し、積載物、タイヤ圧等の負荷軽減に努める。
 - d. アイドリング・冷暖房等走行以外のエンジン点火をやめ無駄を排除する。
 - e. 節電に努め、不在時の消灯、未使用時のPC等の電源OFFを励行する。
 - f. 夏28°C、冬20°Cの基準運転を厳守する。
 - g. 残業時間の削減に努め、電力消費の削減をはかる。

- ② 環境に配慮した商品の販売によるCO₂の排出削減
 - a. あかり安心サービスの推進による蛍光ランプのリサイクル
 - b. 省エネの照明(含むLED照明器具)、高効²拡販
 - c. インバータの採用による省エネ運転の提案
 - d. 太陽光発電システム等の創エネ提案・施工
 - e. エコパワーメーターの販売強化による見える化の提案

- ③ 産業廃棄物・廃プラスチック排出量・紙使用量の削減(リサイクルに関する取組)
 - a. 現場からのゴミの徹底分別、フロン回収管理を徹底する。
 - b. 梱包材の改善や通い箱等の活用による発泡スチロール等の更なる削減に努力する。
 - c. 社内使用紙は全て裏紙使用を徹底し使用量削減に努める。
 - d. 社内メールの活用、会議時等でのペーパーレスの工夫を強化する。
 - e. 環境に配慮した事務用品等の使用を拡大する(グリーン購入)。

<用紙の節減>



<エコドライブ推進>



環境活動計画(2)

(2) その他の取組

① 地域・社会貢献活動の推進

- a. サンテン会・工事安全協力会において、環境に関する依頼事項、環境教育を繰り返し実施し仕入先・外注先の意識向上と協力体制を構築している。ISO9001品質目標のマネージメントシステムと合わせ、社内外ともに教育・啓蒙活動に更に努力してまいります。
- b. 会社周辺の週1回・10分間清掃を継続していく。

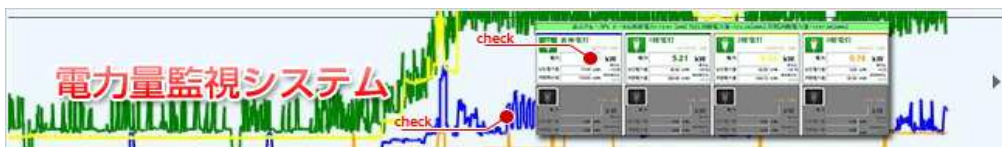
② 設計および工事管理における取組

- a. 設計時には省エネタイプの機器を選定し、小型軽量化に努める。
- b. 工事管理について、作業前ミーティングにて下記の事項を徹底する。
 - ・ 廃材・ごみの管理の徹底
 - ・ 工事排水の注意
コンクリート使用時、はつり、解体コンクリートは側溝等に流させない。
 - ・ 解体・撤去時にオイルの流出に気を付け、ウェスの常時携行により防止する
 - ・ 工事車両は定期点検を行いオイル漏れのないよう注意する。
 - ・ 夜間工事における騒音対策を徹底する。
 - ・ 工事中の廃棄物は責任を持って回収する。
 - ・ 省エネに努める。

<節電モニター>



<CSR活動>

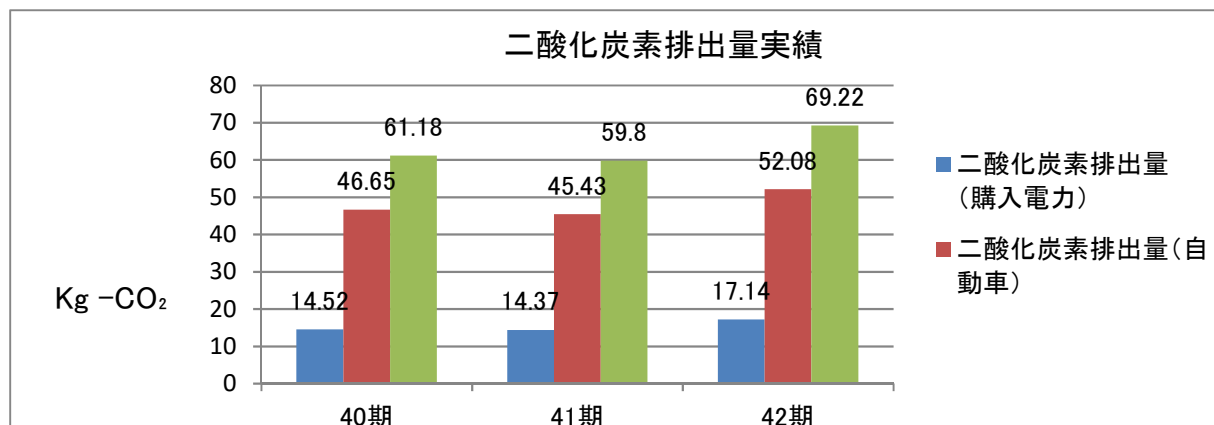


環境目標の実績(1)

1 目標の達成状況

下記目標を掲げて環境活動に取り組みました。

(1) 二酸化炭素排出量の実績



項目	単位	40期実績 (H27/2期)	41期実績 (H28/2期)	42期目標	42期実績 (H29/2期)	評価
二酸化炭素排出量 (購入電力)	kg-CO ₂ / 百万円	14.52	14.37	13.81	17.14	△
売上高当		41,962/2,889	41,977/2,992	前年実績/ 売上目標	43,908/2,561	△
		排出係数	排出係数		排出係数	
		0.455	0.455		0.497	
二酸化炭素排出量 (自動車)	kg-CO ₂ / 百万円	46.65	45.43	43.67	52.08	△
売上高当/ 車両台数		134,786/2,889	132,743/2,992	前年実績/ 売上目標	133,375/2,561	△
		36台	37台		37台	
		1,5830/台	1,5160/台		1,5240/台	
二酸化炭素排出量合計	kg-CO ₂ / 百万円	61.18	59.8	57.48	69.22	△
売上高当		176,748/2,889	174,721/2,922	前年実績/ 売上目標	177,283/2,561	△

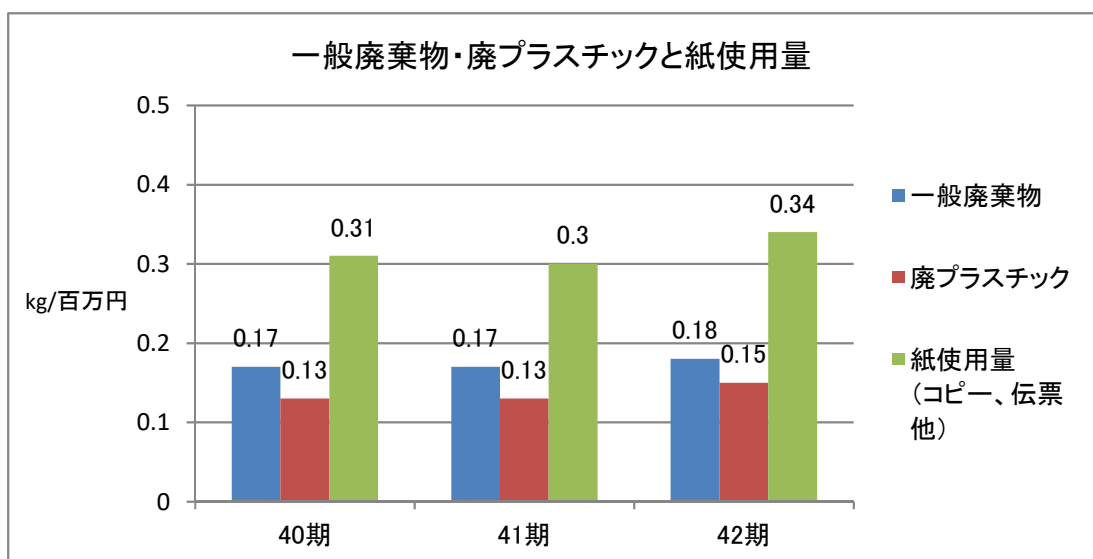
(備考) 1. 二酸化炭素排出係数は、2015年度実績の中部電力㈱の値である0.497(kg-CO₂/kwh)を使用。
2. 評価→○印:達成 △印:ほぼ達成 ×印:達成できず

《コメント》

- 購入電力(kg-CO₂/売上)は、17.14と前年度比増加の結果となりました。原単位である売上減と、排出係数の増大によるものであり、高効率空調への更新・照明器具のLED化等および削減努力による負荷削減により、購入電力消費量は、92,259/88,347(今期/前期)▲4.24%と前期から引き続き削減されました。
- 化石燃料(kg-CO₂/売上)は、目標値43.67に対して52.08と目標未達成となりました。原単位である売上の減少が最大の要因です。消費量は微増(今期56,395/前期56,106、前期途中に車両1台増)にとどまっており、今後もエコドライブを徹底いたします。

環境目標の実績(2)

(2) 一般廃棄物・廃プラスチックと紙の使用量実績



項目	単位	40期実績 (H27/2期)	41期実績 (H28/2期)	42期目標	42期実績 (H29/2期)	評価
一般廃棄物(可燃ごみ)	kg/ 百万円	0.17	0.17	0.16	0.18	○
売上高当		487/2,889	483/2,922	前年実績/売上	462/2,561	
一般廃棄物(不燃ごみ)	kg/ 百万円	0.13	0.13	0.13	0.15	×
売上高当		383/2,889	388/2,922	前年実績/売上	395/2,561	
紙使用量(コピー、伝票他)	kg/ 百万円	0.31	0.30	0.29	0.34	×
売上高当		906.2/2,889	862.74/2,922	前年実績/売上	864.24/2,561	

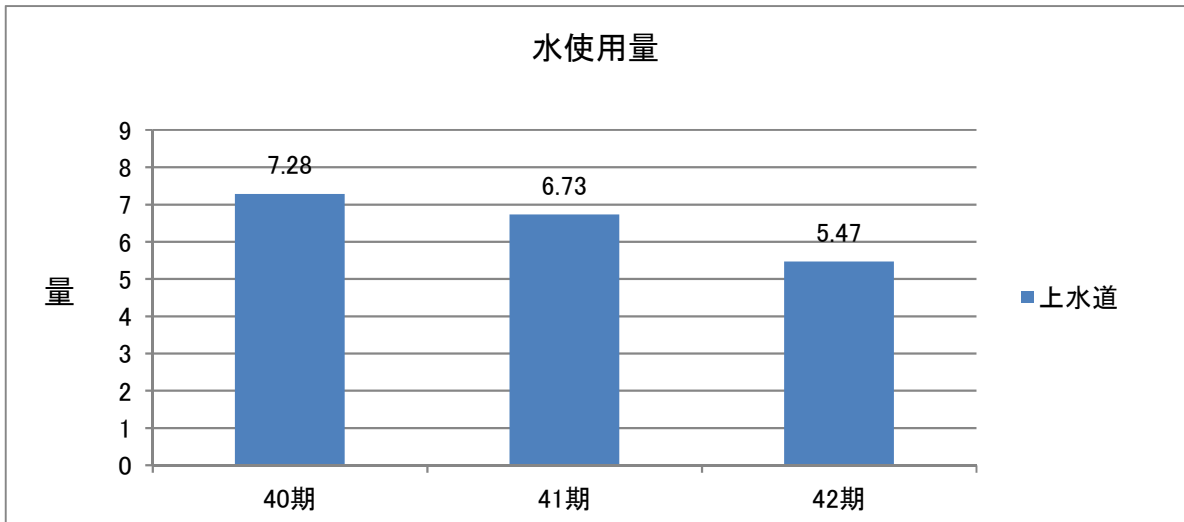
(備考) 1. 評価→○印:達成 △印:ほぼ達成 ×印:達成できず

《コメント》

- 一般廃棄物(可燃および不燃)は、いずれも現状での削減の下限に近付きつつあるかとは思われます。しかしながら今期は原単位である売上げ減から目標未達となりました。今後も一般廃棄物の削減に努力いたします。
- 紙使用量は昨年と同じ程度でしたが、これも売上げ減から目標未達となりました。今後もペーパーレス、再利用等の取り組み強化を継続して、総使用量の削減に努めます。

環境目標の実績(3)

(3) 水使用量の実績



項目	単位	40期実績 (H27/2期)	41期実績 (H28/2期)	42期目標	42期実績 (H28/2期)	評価
上水道	m³/人	7.28	6.73	6.73	5.47	○
		415/57	397/59	前年実績/人員	317/58	
	内訳	浜松 372/53	浜松 360/55	内訳	浜松 284/54	/
		掛川 43/4	掛川 37/4		掛川 33/4	

(備考) 1. 評価→○印:達成 △印:ほぼ達成 ×印:達成できず

《コメント》

浜松(今期284/前期360)、掛川(今期33/前期37)とも大幅な削減となりました。引き続き無駄な使用をしないよう取り組んでいきます。

(4) 環境配慮商品の実績

項目	単位	42期目標	42実績	評価	定義
PAC型エアコン	kg-CO ₂	270,000	113,160	×	10年前比50%省エネで1日10時間、冷房4ヶ月、暖房4ヶ月
インバータ	kg-CO ₂	270,000	178,216	×	30%省エネ計算・1日10時間、年間250日計算
太陽光発電システム	kg-CO ₂	-	-	-	41期までの目標としました
LED照明	kg-CO ₂	420,000	796,579	○	
エコパワーメーター	千円	15,500	4,166	×	

環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容(1)

<環境活動について>

- ・ 産業廃棄物の分別を推進しているが、資源との分別に改善の余地がある為引き続き分別活動を続ける。
- ・ 社員個々の省エネルギーに対する意識が向上し節電や燃費改善に取り組んでいる。
- ・ 環境に配慮した商品販売はリニューアルを中心に空調の更新やLED化などを進めるも成果を出すまでには至らなかった。LEDに関しては今後より一層加速しながら進んでいくと思います。また、エネルギーの管理を行いさらにCO₂削減につなげる提案も積極的に対応します。
- ・ 廃棄物や廃プラスチック紙使用量の削減など意識して活動に取り組んでいる。
- ・ 環境に関し、外部からの苦情等もありませんでした。

<その他の取り組み>

- ・ 毎週金曜日の会社周辺の掃除も定着化している。
- ・ 社内における仕入れ先や協力会社さんにも啓蒙活動を常に続けている。
- ・ 工事現場などの産業廃棄物や資源との分別もしっかり行いごみの減量化や再資源化に努めている。
- ・ 今期において、本社32,283kwh・袋井68,128kwhの太陽光発電による売電実績となりま
- ・ 当社の社員はEA21の考え方を理解し常に環境マネジメントをより高める努力をしております。今後もより一層の改善改革へつなげてまいります。

平成29年2月20日
環境管理責任者
山下 治

環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容(2)

環境行動計画表(2016年3月～2017年2月)

No	推進項目	推進内容	実施内容	評価ABC	今後の対応
1	二酸化炭素削減	①社用車の効率的な運転の推進(エコドライブ10ヶ条の配布)	・エコドライブ10ヶ条携帯用シートを作成。 各車内に貼付し常に意識して運転するよう指導。	B	・エコドライブ10ヶ条について遵守について、朝礼にて注意喚起を継続。 ・電源OFFのチェックを定期的に行う。
		②アイドリングをせず、無駄のない運転の推進			
		③月毎の消費燃料数の把握・見える化	・月別に走行距離を把握	A	
		④こまめに電源の入切(電力の見える化)	・PC・コピー機の不使用時のプラグを抜く	B	
		⑤冷暖房の温度管理(28℃&20℃)	・温度管理徹底。防寒着や薄着で対応	A	
		⑥電気料金の月別開示	・既存モニターに掲示を検討	A	
		⑦太陽光発電の導入	・H26年3月稼働。合計74.6kw	A	
		⑧ハイブリット、EV車の導入検討	・今期導入なし	C	
2	紙使用量削減	①縮小・両面コピーの利用、裏紙使用の徹底	・資料の紙削減、裏紙使用を徹底。	A	・複合機の設置により利用を促進
		②社内Mailの活用	・電子メール、グループウェアの活用徹底	A	
		③注文書等の電子化(FAXなど直接PCから)	・電子メールを利用した見積等の送信	B	
		④配布資料の削減	・会議のPJ利用による紙の削減	A	
3	廃棄物・廃プラ削減	①紙類の分別回収による再資源化	・紙類は分別回収、シュレッダーは最小限としリサイクルに努めた	A	・社員共有ファイルへ設定する
		②梱包用段ボールの再利用の推進		A	
		③廃棄量の月別開示	・PCに表示	B	
4	グリーン購入の推進	①グリーン商品の購入推進	・コピー用紙や事務用品のグリーンマーク商品の購入推進	A	・推進するも把握できず
		②再生紙の利用(コピー紙、名刺等)	・コピー用紙、名刺等に再生紙を利用	A	
		③グリーン購入製品の販売促進	・メーカーカタログの表示品の購入促進	C	
5	水使用量節約	①漏水チェック	・四半期ごとのチェック	A	
		②事務所の節水に努める	・節水の励行	A	

(備考)評価 A印:達成又は実行 B印:ほぼ達成 C印:達成できず

環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容(3)

No	推進項目	推進内容	実施内容	評価ABC	今後の対応
6	その他の推進活動	①会社周辺の週一回の清掃・ゴミ拾い	・担当者を決めて毎週金曜日の5S中に実施	A	・検討するも具体的活動はなし ・年1回全社出勤日に継続して実施する。 ・都度社内一斉メール等で注意喚起
		②生物多様性の保全のための社会貢献	・具体的な活動の提案	C	
		③内部監査	・年一回のISO監査時に実施	A	
		④緊急事態訓練	・震災を想定し避難訓練及びBCP訓練を実施	A	
		⑤マネジメントレビュー	・2月に実施	A	
		⑥社内の環境に関する意識の啓蒙	・朝礼、メールにて意識づけ	B	
		⑦メーカーの環境に関する勉強会	・随時勉強会の中で取り上げ	A	
7	省エネ商品販促進	省エネ型照明器具の販促(LED照明ほか)	・省エネ提案による販売強化	A	
		省エネ商品の勉強会実施	・商品勉強会の開催・参加	A	
		インバーター、エコキュートの販促	・商品販売目標を設定	A	
		省エネ型の設計施工の提案	・商品販売目標を設定	A	
		太陽光発電システムの販促	・商品販売目標を設定	A	

(備考)評価 A印:達成又は実行 B印:ほぼ達成 C印:達成できず

環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無(1)

1 環境関連法規等の遵守状況

遵守すべき法令を見直してその内容を理解の上、必要なものについては手順書を作成して法規に則り対応しました。

《法規制一覧表/遵守状況確認表》

確認者: 山下 治

No	法律の名称/その他 要求事項	条文	規制・要求内容	対象物	対応状況	担当部署 マニュアル	確認日	遵守 状況
1	廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び 清掃に関する法律)	第3条	事業者の責務(事業者の一般廃棄物の自ら処理)	燃えるゴミ、燃えないゴミ 混合廃棄物、発砲スチロール他	計測、数値公表、削減 推進 適正廃棄、マニフェスト 管理 委託事業者資格確認	総務部 物流課	H29.2.20	○
		第5条	所有・占有・管理土地の清潔の保持(不適正処理廃棄物 発見の速やかな通報等)					
		第6条の2第6項	一般廃棄物の委託処理 ・委託基準: 一般収集運搬・処理業者の許可の確認、契約					
		第11条	事業者及び地方公共団体の処理 ・事業者の産業廃棄物の自ら処理(産業廃棄物排出時)					
		第12条第2項	生活環境の保全上支障のないように産業廃棄物の保管 ・保管基準の遵守 表示: 60cm角以上、種類、氏名・連絡先 ・飛散、浸透防止					
		第12条第5項	産業廃棄物収集運搬及び処分許可業者への委託					
		第12条第6項	産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合の処理基準 の遵守 ・契約書締結、許可証写し入手					
		第12条第7項	産業廃棄物の処理の状況に関する現地確認 ・産業廃棄物の処理を委託する場合					
		第12条の3第1項	産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合のマ ニフェストの交付 ・マニフェスト交付					
		第12条の3第2項	管理票交付者のマニフェストの保管 ・A、B2、D、E票の保管(5年間)					
		第12条の3第6項	交付者の運搬又は処分が終了したことを当該管理票の写 しにより確認及保存					
		第12条の3第7項	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出					
		第12条の3第8項	B2・D票90日、E票180日以内に送付されない場合は30日 以内の知事への報告					
		第12条の4	虚偽の管理票の交付等の禁止					
		第12条の5	電子情報処理組織の使用					
		第16条	不法投棄の禁止					
2	フロン排出抑制法(フ ロン類の使用の合理 化及び管理の適正 化に関する法律)	第5条	指定製品及び特定製品の管理者の責務(フロン類の管理 の適正化等)	業務用エアコン 冷蔵・冷凍機器	手順書に基づき行程管 理票を作成 適法な処理・確認 引き取り証明書の3年間 保存	各営業部 設備課 総務部 (フロン類回収手順 書)	H29.2.20	○
		第19条	第1種特定製品の管理者のフロン類算定漏えい量等の報 告等					
		第27条	第1種フロン類充てん回収業者の登録(静岡県知事へ)					
		第30条	登録の更新(5年ごと)					
		第33条	廃棄等の届出(廃棄の日から30日以内)					
		第37条	第1種特定製品整備者の充てんの委託義務等(フロン類 の充てんの第1種フロン類充てん回収業者への委託)					
		第38条	電子情報処理組織の使用(第1種フロン類充てん回収業 者の電子情報処理組織の使用による充てん証明書交付 の免除)					
		第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務(第1種フロン 類充てん回収業者にフロン類を引き渡し)					
		第42条	特定解体工事元請業者の確認及び説明(第1種特定製品 の設置の有無の確認と特定解体工事発注者に対する確 認の結果についての説明)					
		第43条	第1種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等(第1 種特定製品廃棄等実施者の第1種フロン類充てん回収業 者への書面の交付)					
		第44条	第1種フロン類充てん回収業者の引取義務					
		第45条	引取証明書の交付(第1種フロン類充てん回収業者の第 1種特定製品廃棄等実施者への引取証明書の交付)					
		第46条	第1種フロン類充てん回収業者の引渡義務					
		第47条	充てん量及び回収量の記録等(第1種フロン類充てん回 収業者の充てん量及び回収量の記録義務)					
第74条	第1種フロン類充てん回収業者の費用請求等							
第86条	フロン類の放出の禁止(何人も、みだりにフロン類を大気 中へ放出することを禁止)							
3	化学物質の審査及 び製造等の規制に関 する法律	第3条	特定化学物質の製造、輸入、使用等	①2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール -2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェ ノール ②ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS)又はその塩	各メーカーに対して調査 依頼し、その回答および 保証書を顧客に提供し ている	管理部フロント営業 課	H29.2.20	○

(備考) ○印: 遵守, △印: 不明な為、行政へ相談: ×印: 不適合(違反)

環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無(2)

《法規制一覧表/遵守状況確認表》

確認者: 山下 治

No	法律の名称/その他要求事項	条文	規制・要求内容	対象物	対応状況	担当部署 マニュアル	確認日	遵守状況
3	家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品 化法)	第6条	自動車再資源化料金の再資源化等預貯金 としての資金管理法への預託	TV、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機	・リサイクル券の交付 ・指定引取所への持ち込み ・管理票の保存(3年間)	各営業部 物流課	H29.2.20	○
4	容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収 集及び再商品化の促進等 に関する法律)	第4条	事業者の責務(分別排出の協力)	アルミ缶、スチール缶、PETボトル、段ボール他	アルミ缶他＝分別して産廃 業者への引き渡し	総務部 物流課	H29.2.20	○
5	PCリサイクル法 (資源の有効な利用の促 進に関する法律)	第4条	・パソコンのリサイクル化 PCの廃棄は指定業者へ引き渡し義務	PC	PC＝指定業者への引き渡し	総務部 物流課	H29.2.20	○
6	自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源 化等に関する法律)	第5条 第73条	自動車の所有者の責務 自動車の廃棄・使用済自動車の引渡義務 使用済自動車のリサイクル(使用済自動車 の引き取り業者への)に引き渡し廃棄時 有料にて適切な引渡し	・自動車の廃車は、引き取り業者(通常販社)へ引 き渡し義務 ・新車購入時のリサイクル料金の負担義務	自動車、トラック 引き取り業者へ引き渡し	総務部	H29.2.20	○
7	建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の 再資源化等に関する法 律)	第5条 第16条	建設業者の責務(建設資材廃棄物の発生 抑制、分別解体等及び建設資材廃棄物の 再資源化等に要する費用の低減、建設資 材廃棄物の再資源化により得られた建設 資材の使用) 建設廃棄物の再資源化等の実施	建設廃棄物	廃棄物の適正な処理	設備課	H29.2.20	○
8	グリーン購入法 (国等による環境物品等 の調達に関する法律)	第5条	・公的機関による環境負荷低減商品の購入 ・事業者及び国民の責務(環境物品を選択 購入する努力)	コピー用紙、事務用品	グリーン商品リスト掲載品の 選択購入	総務部	H29.2.20	○
9	化学物質管理促進法 (PRTR法)(特定化学物質 の環境への排出量の把握 等及び管理の改善に関 する法律)	第4条	・人の健康を損なう恐れのある特定化学物 質(第1種、第2種)の管理 ・製品を構成する化学物質及びその含有 量・性状・取り扱い等に関する情報(MSDS) の提供	当社取り扱い商品	MSDSの提供	総務部	H29.2.20	○
10	石綿障害予防規則	第5条	・工作物の解体作業時に目視・調査により 石綿が使用の有無を確認。その解体作業 の規制および方法の遵守	・電気・管工事時の建物解体、機器		設備課	H29.2.20	○
11	下水道法	第10条 第11条の2 第12条	下水道への放流(排水設備の設置等) 使用の開始等の届出 除害施設の設置等	トイレ、厨房等の排水	接続、届出済	総務部	H29.2.20	○
12	環境基本法	第8条	事業者の責務(製品の使用又は廃棄による 環境へ与える負荷の低減)	廃棄物	分別実施	総務部	H29.2.20	○
13	地球温暖化対策推進法 (地球温暖化対策の推進 に関する法律)	第5条	事業者の責務(温室効果ガス排出の抑制 に努める)	電気、ガソリン、軽油等	節電等の省エネ 自動車等のエコ運転等の実 施	総務部	H29.2.20	○
14	静岡県環境基本条例	第6条	事業者の責務(静岡県が実施する環境施 策への協力)	環境対象物	省資源、省エネルギー施策 の実施	総務部	H29.2.20	○
15	静岡県産業廃棄物の適 正な処理に関する条例	第4条 第6条 第8条 第10条 第11条	事業者の産業廃棄物の適正な処理の促進 に係る総合的な施策を策定、実施する責 務 土地所有者等の自らの土地の適正管理 事業者の産業廃棄物管理責任者の設置 事業者の産業廃棄物の実地の確認等 事業者の産業廃棄物の不適切な処理に係 る措置等	燃えるゴミ、燃えないゴミ 混合廃棄物、発砲スチロール他	計測、数値公表、削減推進 適正廃棄、マニフェスト管 理、委託事業者資格確認	総務部 物流課	H29.2.20	○
16	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行細則	第21条	産業廃棄物又は特別産業廃棄物の運搬実 績の報告	燃えるゴミ、燃えないゴミ 混合廃棄物、発砲スチロール他	産業廃棄物処理状況の報告 (毎年6月末迄)	総務部 物流課	H29.2.20	○
17	静岡県地球温暖化防止条 例	第4条	事業者の責務(温室効果ガスの排出の抑 制等のための措置の実施、県が実施する 地球温暖化対策への協力)	電気、ガソリン、軽油等	節電等の省エネ 自動車等のエコ運転等の実 施	総務部	H29.2.20	○
18	浜松市産業廃棄物の適 正な処理に関する条例	第4条 第5条 第6条 第8条 第10条 第11条 第15条 第18条 第20条	事業者の責務(従業員に対し産業廃棄物 の適正な処理に関する教育、子会社、関連 会社その他の関係事業者等に対する助言 及び情報の提供、市が実施する産業廃棄 物の適正な処理の促進に係る施策に協力) 産業廃棄物処理業者の責務(委託した産 業廃棄物の処理を適正、透明性及び信頼 性の確保、従業員に対し産業廃棄物の適 正な処理に関する教育の実施、市が実施 する産業廃棄物の適正な処理の促進に係 る施策に対する協力) 土地所有者の所有地等の適正管理 事業者の産業廃棄物管理責任者の設置 事業者の産業廃棄物の実地の確認等 事業者による産業廃棄物の不適正な処理 に係る措置等 浜松市内処分業者による県外産業廃棄物 処分協議の状況の把握 産業廃棄物処理業者の浜松市長への産業 廃棄物処理状況の報告等 土地所有者等による産業廃棄物の不適正 な処理に係る通報等	燃えるゴミ、燃えないゴミ 混合廃棄物、発砲スチロール他	計測、数値公表、削減推進 適正廃棄、マニフェスト管 理、委託事業者資格確認 産業廃棄物処理状況の報告 (毎年6月末迄)	総務部 物流課	H29.2.20	○
19	浜松市環境基本条例	第6条	事業者の責務(浜松市が実施する環境施 策への協力)			総務部 物流課	H29.2.20	○
20	浜松市音・かおり・光環境 創造条例	第4条 第8条第2項 第9条 第11条 第12条 第13条	事業者の責務(感覚公害の発生状況の把 握、近隣の住民との良好な関係の構築、感 覚公害の防止のために必要な措置の構 築、市が実施する快適な生活環境の創造 に関する施策に協力) 騒音の防止(静穏な生活環境の保持) 悪臭の防止(悪臭の少ない生活環境の保 持) 照明器具等の設置等における配慮 営業時間外における減灯又は消灯の奨励 投光器等の使用の制限			総務部 物流課	H29.2.20	○

(備考) ○印:遵守, △印:不明な為、行政へ相談: ×印:不適合(違反)

環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無(3)

その他要求事項一覧表/遵守状況確認表

確認者: 山下 治

No	法律の名称/その他要求事項	規制・要求内容	対象物	対応状況	担当部署 マニュアル	確認日	遵守状況
21	REACH規制 (EU)	欧州域内で年間1t以上製造・輸入される全ての化学物質について、安全性や用途に関する情報を登録することが義務付けられます。登録内容を欧州化学品庁が評価し、必要に応じさらなる情報提供が要求されます。また、有害性が非常に懸念される高懸念物質については、認可、規制の対象となります。[規制付属書14 (認可対象物質、高懸念物質、SVHO)]	38物質 (明細別紙)	各メーカーに対して調査依頼し、その回答および保証書を顧客に提供している	管理部フロント営業課	H29.2.20	○
	REACH規制 (EU)		59物質 (明細別紙)	各メーカーに対して調査依頼し、その回答および保証書を顧客に提供している	管理部フロント営業課	H29.2.20	○
22	ROHS規制 (EU)	電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用を制限する指令)では、Pb、Hg、Cd、Cr6+に加えて2種類の臭素系難燃剤PBB(ポリ臭化ジフェニル)、PBDE(ポリ臭化ジフェニルエーテル)の6物質は、対象となる電気電子機器への使用が禁止	①カドミウム ②鉛 ③水銀 ④六価クロム ⑤ポリ臭化ビニフェル(PBB) ⑥ポリ臭化ジフェニルエーテル	各メーカーに対して調査依頼し、その回答および保証書を顧客に提供している	管理部フロント営業課	H29.2.20	○

(備考) ○印: 遵守, △印: 不明な為、行政へ相談: ×印: 不適合(違反)

(2) 違反・訴訟等

違反については関係機関等から、特に指摘は無く、又、訴訟等もありませんでした。



代表者による全体評価と見直しの結果

- ① 二酸化炭素排出量については、電力・ガソリン使用量共に目標達成できました。引き続き節電とエコドライブを徹底いたします。
- ② 紙使用量については目標達成未達になってしまいました。引き続き、ペーパーレス化を徹底して行きます。
- ③ 水使用量につきましては、本社、掛川営業所共に削減することができました。今後も、節水を継続していきます。
- ④ 本社照明器具を蛍光灯からLED照明に交換し、消費電力の削減に取り組みました。今後もこまめな消灯を心がけ、更なるCO2削減に努めます。
- ⑤ 環境に配慮した商品販売につきましては、LEDへの切り替え等は今後も進展していくと思われれます。さらに、LED等の拡販に努力してまいります。
- ⑥ 二酸化炭素排出量の削減、廃棄物の削減・分別および環境に配慮した商品販売について可能な限り対策を講じて目標の達成に努力いたします。

平成29年2月20日
三光電機株式会社
代表取締役
大石雄示